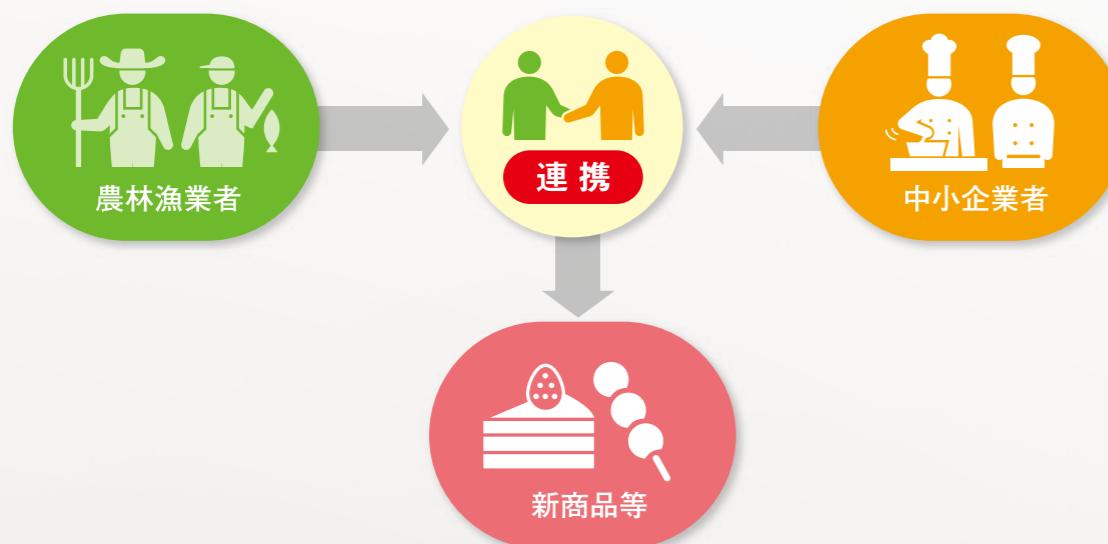


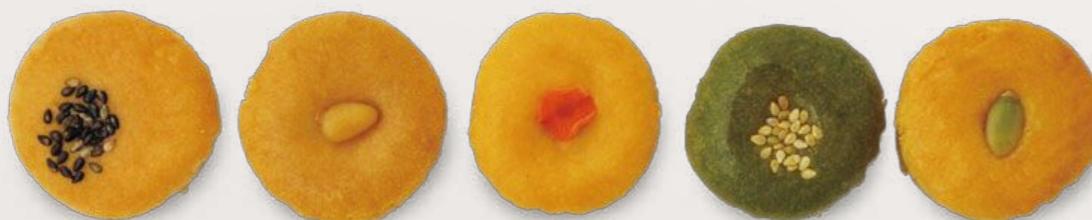
## 農商工連携とは？

中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、お互いの経営資源（設備、技術、個人の有する知識や技能、ビジネスノウハウ、知的財産等）を有効活用することで、新商品や新サービスの開発、生産・提供、需要の開拓を行うことをいいます。



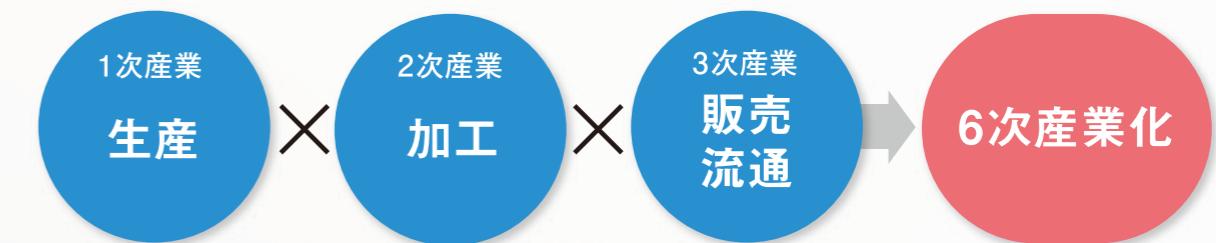
これまで、商工業等を営む中小企業者だけ、1次産品の生産に取り組む農林漁業者だけでは開発・生産することが難しかった商品・サービスを、両者が協力し合うことで創り出し、市場で販売等していくことで、売上や利益の増加を目指すものです。

平成20年7月には、これらの取組みを促進することにより、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図り、国民経済の健全な発展に寄与することを目的に、「中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（農商工等連携促進法）」が施行されております。



## 6次産業化とは？

農山漁村の活性化のため、地域の第1次産業と、これに関連する第2次・第3次産業（加工・販売等）に係る事業の融合等により、地域ビジネスの展開と新たな業態の創出を行う取組みをいいます。



農山漁村に雇用と所得を確保し、地域活力の向上を図るため、農林漁業生産と加工・販売の一体化による付加価値の拡大や、地域資源を活用した新たな産業創出の促進等を目指すものです。

平成22年12月には、農林漁業者による加工・販売への進出等の6次産業化に関する施策及び地域の農林水産物の利用を促進する地産地消等に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化等を図ることを目的に、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」が施行されております。

